

民事信託ってどんな制度？

2007年に信託法が改正されて、とても使いやすくなりました。



父の不安

私が認知症になったら、財産管理や家族の生活はどうなるのだろう。財産は凍結されて動かせなくなると聞いたことがある。そうなるとうちに生活費などを渡してあげられなくなるのだろうか。孫の教育費も援助してあげたいと考えている。自分の財産を息子に預けることができるらしいが、本当にできるのだろうか。

これまでの信託法が48年ぶりに改正されて、自分の財産を信頼できる家族や第三者に預ける（信託する）ことができるようになりました。一定の条件を満たせば贈与税は課税されません。大きな利点です。

この制度を利用すると、認知症になった場合でも家族（息子など）に預けた財産は凍結されることなく、本人の希望する財産の管理や使い道などの実現が可能になります。

※裏ページに、さらに詳しく説明していますのでご覧ください。

新しい信託法
家族が財産管理を
行う事が合法に
なりました。



家族が父親の財産（預金、年金、賃貸収入など）を利用して生活していたとすれば、父親の認知症によって、家族の暮らしや病気、介護などの費用支払いにも、影響が及んでしまいかねません。生前に民事信託で財産を家族などに預けておくことで、家族が父親の希望通りに財産を動かすことができます。

そのほか民事信託の活用場面例

- 🏠 親なきあと問題 ▶▶ 障害のある子を持つ親の高齢化が進んでいます。親が亡くなったあと、障害者が悪意のある人に財産を騙し取られることを防ぐため、民事信託を利用します。
- 🏠 子どものいない夫婦間の相続対策 ▶▶ 相続財産は先に亡くなった方の兄弟姉妹が 1/4。その後、後で亡くなった方の兄弟姉妹が 100%と、遺産分割割合が極端に偏る場合があります。民事信託で希望通りの遺産分割割合にします。
- 🏠 自営業者の家族のための財産保全 ▶▶ 自営業者は事業のための借入金の保証人になっていることが多く、万が一経営破綻した場合、財産は差押え、競売などの処分を受けることがあります。民事信託を活用することで、家族への経済的影響を最小限にします。（倒産隔離機能）
- 🏠 パートナーシップ支援信託 ▶▶ 各自治体では、婚姻関係にないカップルを支援する条例を制定するケースが増えています。お互いに末永く共に暮らしたいと望んでいても、パートナーの病気や介護、死亡などを想定すると、財産をお互いが管理し合えるような準備が必要になるかもしれません。民事信託利用することで、これを可能にします。

投資信託と民事信託 ⇐ POINT

「信託」と聞くと、投資信託を思い浮かべる方が多いと思います。現在、NISA や iDeCo などの資産形成・資産運用に利用されたり、子供の教育資金を信託して税制の優遇を受けるなど、様々に利用されています。財産を預ける委託者も、財産を預かる事業者（受託者）もともに収益を期待する仕組みで、この信託のことを商事信託といいます。

商事信託

信託業法：内閣総理大臣から許可を受けた法人のみが取り扱うことができます